

信用保証料補給制度

以下の要件を満たす中小企業者が、鯖江市中小企業振興資金を利用された場合、信用保証料全額を補給します。

■要件

(1) 次の①から③のいずれかに該当していること。

- ①成長分野等チャレンジ支援事業補助金の交付決定日から1年以内に鯖江市中小企業振興資金の融資申込みを行い、当該融資を実行していること。
- ②育児休業代替要員確保支援助成金・育児短時間勤務支援助成金・介護短時間勤務（介護休業）支援助成金の交付決定日から1年以内に鯖江市中小企業振興資金の融資申込みを行い、当該融資を実行していること。
- ③鯖江市ワーク・ライフ・バランス賞の受賞日から1年以内に鯖江市中小企業振興資金の融資申込みを行い、当該融資を実行していること。

(2) 次の①、②に該当していること。

- ①信用保証料全額（市信用保証料補給額控除後）を一括納入していること。
- ②市税に滞納がないこと。

■補給金額および補給限度額

【補給金額】信用保証料全額

■提出書類

- ①上記(1)の要件を満たすことが分かる書類(助成金申請書・交付決定通知書等)
- ②信用保証書の写し
- ③信用保証料を支払ったことが確認できる書類
- ④市税納税証明書（滞納なし証明）の原本

※ 交付申請書（様式第3号）、交付請求書（様式第8号）は、次のアドレスからダウンロードすることができます。→<http://www.city.sabae.fukui.jp/pageview.html?id=8799>

■交付申請期限および書類提出先

融資実行日から2週間以内に、鯖江市中小企業振興資金融資を受けた金融機関へ必要書類をご提出ください。

※ ちらし記載の他にも鯖江市制度融資を利用された場合の信用保証料、利子補給制度がございます。詳しくは商工政策課までお問い合わせください。

【お問合せ先】〒916-8666 鯖江市西山町13番1号
鯖江市役所 産業環境部 商工政策課
電話 0778-53-2229（直通）